

精神科認定看護師制度の改正にむけて

～専攻領域を統合し、精神科認定看護師の役割を強化する～

精神科認定看護師制度の変遷

精神科認定看護師制度は平成7年に創設され、4つの分野で始まりました。その後、平成19年に10の領域に細分化されました。制度改正5年をむかえた平成23年から制度の今後の方向性について議論を行い、精神科認定看護師制度検

討プロジェクト（平成24年度）において10の専攻領域を統合し、精神科看護分野の認定看護師として本来の役割である「看護実践」「相談」「協働」「知識の集積」に関する能力を高めることが提案されました。

専攻領域の統合の背景

近年の精神科医療では、対象者の高齢化、疾患の多様化、社会資源の活用などさまざまな知識が求められるようになりました。また、複合的な問題を抱える対象者も増えています。

たとえば、隔離室を使用している高齢者が服薬を拒否する場合があります。この場合、それぞれの精神科認定看護師が専門的な視点でケアを実践します（図）。しかし、対象者を全人的にとらえるという看護の特性から考えると、これらの複合的な問題を抱える対象者を統合的にアセスメントすることが必要です。そこで新たな制度では、これまでの10領域の専門的な知識についても学習し、専門的な知識を統合的に活用する能力を養うために教育カリキュラムの充実をはかります。

一方、看護管理の観点から、精神科認定看護師であっても専門とする領域以外の職場に配属せざるを得ない場合があります。このような状況は、精神科認定看護師自身にとっても、看護管理者にとっても大きな課題でした。そこで、専

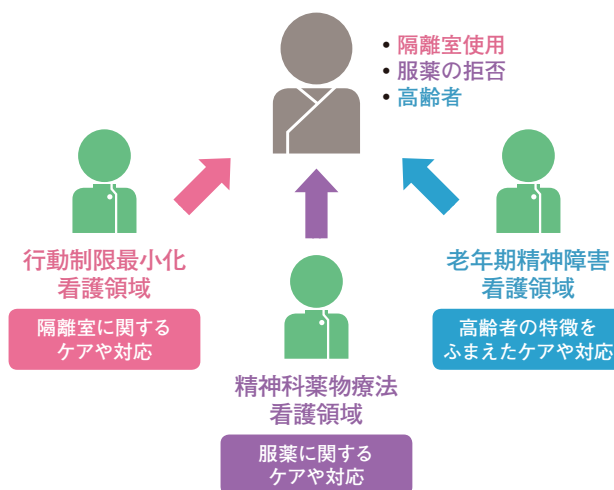
攻領域を統合することにより、精神科看護の現場での活躍の機会が増えることが期待されます。

このように、近年の精神科医療の変化に柔軟に対応していくために認定制度を改正し、あらゆる場面に対応できる精神科認定看護師を養成することを目的に専攻領域を統合します。特に精神科認定看護師の本来の役割である「看護実践」「相談」「協働」「知識の集積」に関する能力を強化するため、教育カリキュラムの充実をはかることが、今回のもっとも大きな改正点です。

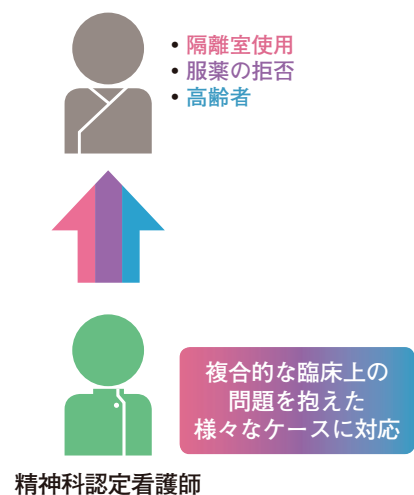
なお、10領域の統合に伴い、受講資格審査や認定試験、更新に関しても一部見直しを行う予定です。あらたな教育カリキュラムは平成27年度からスタートしますので、平成26年度に実施する受講資格審査は新しい制度により実施する予定です。そのため、現在の制度による受講資格審査は平成25年度が最後となります。詳しい情報は、ホームページや『ナースング・スター』などで随時お知らせしていきます。

専攻領域を統合（看護実践のイメージ図）

それぞれの専門性を活かしたケア（現在）



精神科認定看護師の役割を発揮したケア（今後）



精神科認定看護師制度の改正にむけて

～教育カリキュラムを充実し、さらに実践力を高める～ <No.2>

平成27年度の制度改正にむけて

5月号では、精神科認定看護師制度の改正と専攻領域を1つに統合することについて説明をしました。今回は精神科認定看護師の役割と教育カリキュラムについて述べます。

精神科認定看護師の役割

精神科認定看護師が果たす役割には「すぐれた看護実践能力を用いて、適切な看護を行うこと」「ほかの看護領域の看護職に対して相談に応じること」「関係する医療チームと協働して、質の高い看護実践を行うこと」「看護技術の知識の集積に貢献すること」の4つがあります（精神科認定看護師制度設置規則第1条2）。その例として、質の高い看護実践

のほかに、看護チームの相談にのること、病棟でスタッフの教育に携わること、他部門との連絡・調整役を担う活動などがあり、直接的あるいは間接的に対象者のケアを行います。また、最近では精神科認定看護師としての経験を活かし、出前講座や学術集会における看護研究論文発表や企画セミナーの実施など院外の活動にも広がりを見せています。

教育カリキュラムの充実

精神科認定看護師の教育カリキュラムは、認定看護師としての基礎的な能力を身につけるための基礎科目、精神科看護の基礎を学ぶ専門基礎科目、さらに専門的な知識や技術を学ぶ専門科目、実践的に学習する実習から構成されています。今回の制度改正では、専攻領域を1つに統合します。そのため、現行の10の専攻領域で学習している内容をふまえ、カリキュラムを大幅に再編します。

カリキュラムの再編にあたっては、看護界において高い

臨床実践能力をもつ専門性の高い看護師の養成に関する議論が行われていること、近年の精神保健医療福祉に関する制度改革において急性期入院医療の充実と地域生活支援の推進がはかられていることから、臨床薬理学、病態生理学、フィジカルアセスメントに関する教育内容を盛り込むこと、精神科病棟等および外来・在宅部門における実習を充実させることを予定しています。また、今回の改正では、単位数を38単位前後に増やすことを検討しています。

制度改正の時期と概要

制度を改正する時期については、平成27年度に行うことが理事会（平成25年4月27日）で正式に決定しました。今回の改正にあたり、受講資格審査や更新に関する要件も一部、

見直しを検討しています。次回は、精神科認定看護師制度検討プロジェクトの報告として「平成27年度の精神科認定看護師制度の改正の概要（案）」について掲載します。

精神科認定看護師の役割と活動の例

看護実践

- 専門的な知識を活用した看護実践を行う
- 総合的なアセスメント力を発揮する

相談

- 病棟でスタッフ教育に携わる
- 看護チームの相談にのる

協働

- 他部門との連絡・調整を円滑にする
- 多職種連携を推進する

知識の集積

- 学術集会で看護研究論文の発表や企画セミナーの企画・開催を行う
- 専門雑誌などに執筆・投稿する

精神科認定看護師制度の改正にむけて

～精神科認定看護師制度検討プロジェクト報告書から～ <No.3>

平成27年度の制度改正にむけて

『ナーシング・スター』5月号以降、平成27年度に精神科認定看護師制度を改正することを説明してきました。今回は、制度改正の概要(案)について解説します。

精神科認定看護師制度検討プロジェクトの発足

本プロジェクトは、看護界や精神保健医療福祉の動向を見極めながら、精神科認定看護師の教育制度のあり方を模索し、精神科認定看護師制度の方向性を検討することを目的に平成24年4月に発足しました。発足後1年間かけて、専

攻領域を1つに統合することや教育カリキュラムの充実、受講資格審査や認定試験に関することなどを議論し、「精神科認定看護師制度の改正の概要(案)」をとりまとめました。

精神科認定看護師制度の改正の概要(案)

プロジェクトが取りまとめた案を表に示しました。今年度は、「精神科認定看護師制度の改正準備プロジェクト」を

発足し、下記に示した改正案を具体化していきます。

平成27年度の精神科認定看護師制度の改正の概要(案)

	現行	改正案
専攻領域	10領域	統合
受講資格審査	○出願要件 看護師5年以上 うち、精神科看護の経験が3年以上 さらに専攻領域の経験が1年以上	○出願要件 看護師として精神科看護の経験5年以上
教育課程	○単位数 32単位 ○講師・教員 専門科目の担当講師を選任	○単位数 38単位程度を基準に検討する ○中間評価の実施 ○講師・教員 専任教員の配置を検討する
認定試験	○試験内容 小論文、筆記試験 面接、口頭試問(専攻領域ごと) ○出題について 実践精神科看護テキストから出題	○試験内容 小論文、筆記試験、口頭試問 面接は実施しない ○出題について テキストからの出題を改め、試験委員会や出題基準の設置を検討する
登録	○表記の方法 例 精神科認定看護師(退院調整領域) ○専攻領域について 精神科認定看護師として専攻領域を含めて登録 専攻領域は複数を選択することができない	○表記の方法 例 精神科認定看護師 ○専攻領域について すべて統合し、精神科認定看護師として一本化する ○その他 精神科認定看護師の活動状況を把握するための方法を検討する
更新	○活動実績ポイント 専攻領域の研修会参加について活動実績ポイントの点数が高く設定されている	○活動実績ポイント 専攻領域の統合に伴い、点数の見直しを行う。また、項目間の点数の整合性に留意して全体の見直しを行う
すでに登録している精神科認定看護師への措置		○専攻領域の統合に伴う事務手続きは事務局で行い、精神科認定看護師からの申請は必要としない ○教育課程の単位数変更に対する措置は今後検討していく